

**奥出雲町での定住をお考えの方へ
定住奨励金の案内**

町では、将来の奥出雲町を担う方の定住を促進し、地域の活性化を図るため「定住奨励金」を交付しています。

【対象となる方】

- ① 定住する意思をもって町内に転入された方（イターン者）
- ② 奥出雲町を1年以上離れていた方が、定住の意思をもって転入された方（Uターン者）
- ③ 新規学卒者

※奨励金交付年度において満50歳未満の方に限ります

対象者	交付額
U・イターン単身者	10万円
U・イターン世帯者	20万円
新規学卒者	10万円

【奨励金の交付額】

（注）虚偽その他不正に交付を受けた場合や三年以内に町外へ転出した場合は返還義務が生じます。

【お問い合わせ先】
役場 地域振興課
有線 (31) 5264
電話 (54) 2524

税務署に出かけなくても e-Tax

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請、届出等ができます。

e-Taxならこんなにいいこと

- ・国税庁ホームページから電子申告
- ・添付書類の提出を省略
- ・還付がスピーディー

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
www.e-tax.nta.go.jp

口座振替のお知らせ
税金・使用料など公共料金の1月分の口座振替は2月2日(月)です。

今回の振替は次の十六項目です。

- 町県民税(第4期)
- 国民健康保険税(第10期)
- 後期高齢者医療保険料
- 情報通信使用料
- 簡易水道使用料
- 下水道使用料
- 保育所保育料
- 幼稚園保育料
- 幼稚園預かり保育料
- 住宅使用料
- 住宅駐車場使用料
- 住宅共益費
- 老人ホーム入所費用等
- 徴収金
- 訪問看護利用料
- 介護サービス利用料
- 介護老人保健施設利用料

※納税通知書等で金額をご確認いただき今一度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。

下水道使用料金
(公共・農集・合併)について
◎使用人数の変更(転入・転出・出生・死亡)があった場合は、速やかに役場水道課へ届出を提出して使用料金が変わります。

新着図書案内

今月のピックアップ

『家族シアター』 辻村 深月／著 出版社：講談社
同じ中学校に通う姉は、「真面目な子」。褒め言葉のようだけど、実際は「イケてない」ことの裏返し。こんな風には絶対になりたくない—だけど、気にせずにはいられなかった。(['妹』という祝福)より)／息子が小学校六年生になった年、父親中心の保護者会「親父会」に入った、大学准教授の私。熱心な担任教師に恵まれて、順調に思われた日々の裏には、とんでもない秘密が隠されていて……?(['タイムカプセルの八年』より)／すべての「わが家」に事件あり。ややこしくも愛おしい家族の物語、全七編!(出版社紹介より記載)

カルプラ仁多図書室

- 『秘密保護法』 宇都宮 健児
- 『糖質オフのパン作り』 井原 裕子
- 『料理をおいしくする切り方のひみつ』 脇 雅世
- 『殉愛』 百田 尚樹
- 『ボルケイノ・ホテル』 谷村 志穂
- 『家庭科室の日曜日』 村上 しいこ
- 『おばあちゃんのななくさがゆ』 野村 たかあき

横田コミセン図書室

- 『イザベラ・バードの旅の世界』 金坂 清則
- 『アマゾンがこわれる』 藤原 幸一
- 『「何もつけない」美肌術』 牛田 専一郎
- 『雪山入門』 山と溪谷社ワンダーフォーゲル編集部
- 『ささらさや』 加納 朋子
- 『鹿の王』 上橋 菜穂子
- 『プービーとすべりだい』

2月の休室日

月曜、11日(水・祝)

27日【金曜・月末整理休室】

2月の休室日

日曜、月曜、11日(水・祝)

27日【金曜・月末整理休室】

蔵書点検休室3日～6日

所得税(住民税)の確定申告で必要な方へ 障害者控除認定書・おむつ代医療費控除証明書を発行します

① 障害者控除認定書
身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の高齢者の方で、障がいをお持ちの方と同等と認められる場合は、障害者控除・特別障害者控除を受けられます。

- ◆判定の基準 認知症高齢者の日常生活自立度(認知症度) と 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) により判定します
- ◆確認方法 介護保険の認定を受けている方 ⇒ 要介護認定時の主治医意見書 (役場窓口にて確認しますので、提出は不要です)
介護保険の認定を受けていない方 ⇒ 医師意見書(申請時に提出してください)
- ◆申請に必要なもの 介護保険被保険者証・印鑑、医師意見書(介護認定を受けていない方のみ)

② おむつ代医療費控除証明書
概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。
初めてこの控除を受けるには、おむつが必要であるという医師の証明が必要です。しかし、前年に続いて控除を受ける方のうち、介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書を発行できる場合がありますので、お気軽に窓口までお問い合わせください。

- ◆判定の基準 1) おおむね6か月以上寝たきり状態であること と 2) 尿失禁があること により判定します
- ◆申請に必要なもの 介護保険被保険者証・印鑑
なお、初めて控除を受けられる方や、介護保険の認定を受けていない方は医療機関へご相談ください

③ 申請場所・期間
・仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
・平成27年1月5日(月)～平成27年3月16日(月)

※税の申告期限が近づくと窓口が混み合い、認定書等を即時交付できない場合があります。申請はお早めをお願いします。

障害者控除・おむつ代医療費控除に関するお問い合わせは・・・
健康福祉課医療介護保険グループ(電話54-2511・有線31-5123)